

国民健康保険税率の改正についてご理解をお願いします

国民健康保険（国保）は、被保険者の方が保険税を出し合い、病気やけがをしたときに備える仕組みです。この仕組みのおかげで、被保険者の方は医療費の一部を負担するだけで、医療を受けることができます。国保の貴重な財源である保険税が納められないと、この仕組みが成り立たなくなります。令和3年度において、健全に国保事業を運営するため、厳しい財政状況である吉野川市国民健康保険の税率を10年ぶりに改正することとなりました。改正内容としては主に、他市に比べて比較的低く設定されている所得割税率を引き上げ、資産割税率を縮小する改正です。

国民健康保険加入者の皆さんには負担をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年度 国民健康保険税率について

	所得割	資産割	均等割	平等割	最高限度額
医療分 (0~74歳)	8.85%	29.8%	29,000円	20,800円	630,000円
後期高齢者支援分 (0~74歳)	3.00%	2.8%	8,800円	6,000円	190,000円
小計	11.85%	32.6%	37,800円	26,800円	820,000円
介護分 (40~64歳)	2.20%	6.5%	8,400円	6,000円	170,000円
合計	14.05%	39.1%	46,200円	32,800円	990,000円

●7割軽減・・・軽減判定所得43万円+10万円×(※給与所得者等の数-1)以下

●5割軽減・・・軽減判定所得43万円+(28万5千円×国保加入者数)+10万円×(※給与所得者等の数-1)以下

●2割軽減・・・軽減判定所得43万円+(52万円×国保加入者数)+10万円×(※給与所得者等の数-1)以下

※給与所得者等とは次の①～③のいずれかに該当する方です。

①給与収入55万円超の方 ②公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)の方

③公的年金等の収入金額110万円超(65歳以上)の方

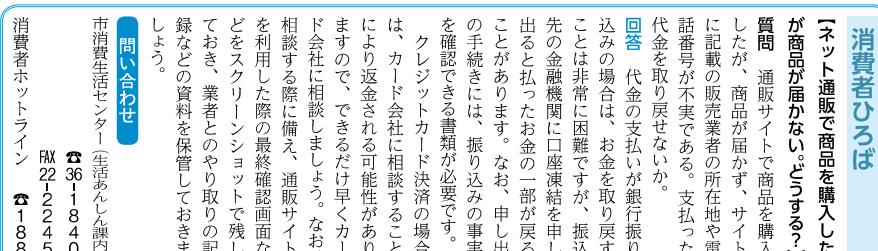
7・5・2割軽減該当世帯には自動適用します。(所得未申告の場合は対象外です。)

国民健康保険税は納期までに納めましょう

納期限までに納めていただけない場合、督促状や催告書が発行されたり延滞金が加算される場合があります。

また、督促等発行以降も納付いただけない場合、滞納処分(預貯金・給与などの差押)を実施する場合があります。

●問い合わせ 国保年金課 ☎ 22-2213 FAX 22-2243



「消費者ひろば」は、徳島県金融広報委員会の助成金を利用して作成しています。

吉野川市ホームページ <https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/>

令和3年5月20日から

警戒レベル
4

避難指示で必ず避難

ひなんじ
ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル

新たな避難情報等

5



緊急安全確保※1

4



避難指示※2

3



高齢者等避難※3

2



大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)

1



早期注意情報(気象庁)

これまでの避難情報等

災害発生情報(発生を確認したときに発令)

・避難指示(緊急)
・避難勧告

避難準備・
高齢者等避難開始

大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)

早期注意情報(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される直張ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません!

避難勧告は廃止されます。
これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

●問い合わせ 防災対策課 ☎ 22-2235 FAX 22-2248

災害情報や各種お役立ち情報が受信できる
「吉野川市防災・情報メール」をぜひご活用ください。

